

平成21年6月1日から 悪質・危険行為をした場合 運転免許取消処分等の欠格期間が延長されました

酒酔い運転や救護義務違反等の悪質・危険な違反をした運転者については、運転免許取消処分等の欠格期間(免許を受けることができない期間)が最長10年まで延長されました。

特定違反行為(悪質・危険な違反)		基礎点数	欠格期間
1	運転殺人等	62点	8年
2	運転傷害等	45点～55点	5年～7年
3	危険運転致死	62点	8年
4	危険運転致傷	45点～55点	5年～7年
5	酒酔い運転	35点	3年
6	麻薬等運転	35点	3年
7	救護義務違反	35点	3年
8	故意道路外致死傷	点数制度によらない処分	5年～8年

< 特定違反行為に救護義務違反が伴う場合は、欠格期間は最長10年になります。 >

酒気帯び運転についても基礎点数が引き上げられました。

酒気帯び運転 (0.25mg以上)	基礎点数 13点 → 25点
酒気帯び運転 (0.15mg以上0.25mg未満)	基礎点数 6点 → 13点

(例) 処分の前歴のない人(累積点数0点)の例では、25点の場合 欠格期間2年となります。

問い合わせ先

福井県警察本部運転免許課
電話 0776 - 51 - 2820